

## 平成30年第2回定例会議事日程（第4号）

平成30年6月21日（木）

午前10時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 委員長報告

日程第3 議案第29号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

日程第4 議案第30号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

日程第5 町長の専決処分に関する調査特別委員会審査（中間）報告

日程第6 閉会中の継続審査の申し出について

平成30年第2回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成30年6月21日  
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場  
 開 会 6月21日 10時00分  
 応 招 議 員 1番 中家 章智 6番 花畑 明  
 2番 山本 定生 7番 是石 利彦  
 3番 太田 文則 8番 岸本加代子  
 4番 梅津 義信 10番 若山 征洋  
 5番 横川 清一  
 不 応 招 議 員 9番 丸谷 一秋  
 出 席 議 員 応招議員に同じ  
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり  
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は9名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

### 日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、是石議員、岸本議員の2名を指名いたします。

---

### 日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

日程第3、議案第29号、日程第4、議案第30号の2案件を一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設の各委員長から順次報告を求めます。総務文教委員長、岸本委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 総務文教常任委員会審査報告を行います。

議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について所管事項、去る6月12日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、企画費の臨時職員賃金には、地域おこし協力隊員の者が含まれているのですか。

臨時職員賃金が全体的に多いが、賃金は8カ月分ですか。理由は、産休だけではなく、事務量が多くなったことなどが起因されるのですか。育児休業の代替職員分は、補正予算ではなく、当初から入れるべきではないのですか等々の質疑がなされ、意見では、専決処分は議会委任によるものと、物理的、時間的に議会を開催できないものの2件に限るとあります。臨時議会を月末に引き延ばし、時間がないなど、今富執行部は議会による審議過程、結果を全く無視し、また一顧だにせず、独善、独裁の議会無視、住民無視の暴挙に出ました。議会に2度も否決された平成30年度一般会計予算に基づく一般会計補正予算（第1号）は否決すべきものとし、反対意見とします。

私は30年度当初予算に、議会においては否決されましたが、賛成いたしました。漁業振興費の計上がないのは不満ではありましたが、そのほかの執行部により上げられた各予算については何ら不満もなく賛成しました。今回の補正予算についても、2款総務費の19節、区振興事業費補助金（公民館）が上がっています。地元自治会再三協議の結果、補修が決まりました。地元自治会公民館予算の少ない中で、町の補助金は重要な財源です。原案どおり可決されることを希望

し、賛成意見とします等々の意見がなされ、採決では可否同数となり、委員会条例第15条第1項の規定に基づき、委員長の決するところにより、否決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長、横川委員長。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。福祉産業建設常任委員会審査報告を行います。

議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について、所管事項、議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、去る6月12日に付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、子育て支援指導員報酬について、以前、補助員は保育士などの資格が必要で、指導員には資格は要らないと言っていたと記憶しているが、公募という形ではなく、ずっと任命をしていたのですか。

プレミアム商品券発行事業は前年どおりだろうが、これ以外の方法を毎回検討していますか。プレミアム商品券発行が前提になるのですか。この事業も10年近くなるが、アサリの放流事業は一度やめてみて検証すると言っていたが、この事業の検証はしないのですか。

プレミアム商品券で吉富の巡回バスの回数券を買うことはできないのですか。利便性を上げるためにバスの経路を変え、バス停を改築したが、日曜日は運行せず平日で十分賄えるということなので、利用者をふやすために、住民サービスの向上のために使えるような検討はしませんか。

臨時職員の減額予算に関連し、2年くらい前に中途採用を行ったが、今年度は中途採用の予定はありませんか。

民間経験の臨時職員で優秀な方を正規採用する考えはありませんか。

こどもの森の園舎の改修設計委託は、下水道のつなぎ込みとトイレ改修と言っていたが、どういう改修をするのですか等々の質疑がなされ、意見では、議会としては当初予算そのものを否決しています。内容については、町長が議会で審議してくださいと言われたので確認させていただきました。当初予算を否決していますので、この予算書そのものには賛成することはできず、反対意見といたします等々の意見がなされ、採決では否決すべきものと決定いたしました。

議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、今回の補正予算で、国保に加入されている方に支障や変更はありますか等の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

---

### 日程第3. 議案第29号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 次に、日程第3、議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議員番号2番、山本、反対討論を行います。

一般会計補正予算（第1号）は、専決処分という独裁的な強権発動である30年当初予算から続くものであり、議会としては、審議はおろか、提案そのものに異議を申すものである。

一つ、平成28年全国町村会町村長随想で、今富町長は、町民が、自分たちの町の将来は住民みずからが決めるものだと、町の未来は自分たちでつくるものだと、それが自治であり、地方自治の精神だと記載しているが、みずからがその言葉を否定する予算の提案方法であること。

二つ、その住民が負託する議員を否定し、法と条例を審議する議会として粛々と事務行為と手続を行う議会議員へ、みずからの住民への独裁的な強権をごまかすかのように論理のすりかえを行い、さらには冒涇と、そしりを行う行為こそ、独裁的慢心であり、その予算であること。

三つ、そもそも予算専決とは一部に関して暫定予算を組み、その後、成立に向け、議会と協議を続け、住民生活に支障の出ないように長期にまたがる契約や、一括で行うことで経費縮小につながる案件部分こそ専決処分を行うことであるが、そこを飛ばして1年間の予算を専決処分することこそ独裁であり、住民の声である議会無視の横暴の当初予算から続く補正予算であること。

以上のことから反対するものであるが、補正予算書内にある支出項目について、議会は、議員が反対したからと、予算を凍結するような議論のすりかえ行為を行うことが危惧される。一方では、住民生活に支障の出ないようにと、1年分の予算は専決処分という形をとる論理矛盾、ダブルスタンダードな行為を行わないように指摘をして、私の反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 次に、賛成討論はありますか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田でございます。

今回の一般会計補正予算（第1号）は、1,377万5,000円の追加提案される事案が組み込まれております。単労職職員、臨時職員の給与が滞ることなく支払われること、また、町民が楽しみにしているプレミアム商品券の助成金、こどもの森の下水道接続、トイレ改修の設計委託

料などなど、どれを見ても大事な事案、可決、成立することが重要と考え、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この補正予算は、町長によって一括専決処分された一般会計当初予算に連動するものです。

先日、特別委員会で、専決処分に至る経緯の説明を受けました。一連のプロセスは専決ありきで推移したとの確信を持ちました。ここに現執行部の大きな問題があると考えます。つまり、他の意見に耳を貸そうとしない横暴さです。2度にわたる否決という事態を謙虚に真摯に受けとめようとはせず、反対理由を恣意的に勝手な解釈をする態度にも、それはあらわれています。また、町民の願いを受け入れようとするいやり方は、当初予算、補正予算編成の内容にもあらわれています。

先日の一般質問の席上、町長は、議員は議会を私物化していると非難されたかと思います。そうではなく、町長こそ町政を私物化していると言わざるを得ません。住民の願いとは関係なく、御自分の思うままに町政を動かすという私物化です。これは町民に多大な不幸をもたらします。

もともと、地方自治法が想定する町長と議員を直接住民が選ぶ二元代表制は、独走、暴走を予防するシステムとして位置づけられており、専決処分のあり方は特殊な例外的な場合を想定したものです。よって、みだりに乱用してはならないものだということを肝に銘じて町政に携わるべきです。

以上、述べてきたような土台を持つ今回の予算案を認めるわけにはいきません。

なお、町長の強い権限は、民主主義と真に支障のない住民生活の実現にこそ発動すべきことを主張し、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 次に、賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 5番席、横川です。この予算には、緊急を要するもの、地区の要望、また多くの行政サービスの予算が網羅されております。これは、農業従事者であれ、漁業従事者であれ、全ての町民への予算であります。

3月議会より、私たちの心の中にはいろんなわだかまりが積み重なっております。今は心の浚渫を行うことが肝要ではないでしょうか。（笑声）恩讐のあなたに何があるかわかりませんが、どうか同僚議員の皆さんも熟慮され、この予算を承認されることをお願いして賛成討論といたします。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

○議長（若山 征洋君） 次に、反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 平成30年6月定例議会一般会計補正予算（第1号）、反対討論をいたします。

吉富町議会の議決権は住民自治の原動力であり、地域社会の発展に欠かすことができない憲法で保障をされた議会の権能です。吉富町議会は吉富町の意志決定機関であります。その意志に従って、町長は予算執行をすればいいのです。するのです。両者は対立の原理を基本としながら、相互に抑制と均衡によって、いずれかの独善と専行、専行とは上級者による自分だけの採決、独断専行を防止する体制がとられています。

今富町長は全議員の賛成による議会決議を無視。平成30年度一般会計予算の否決は議会の意志です。言いかえれば、町民の意志です。今富町長は全否定して専決処分しました。歩み寄りはありません。これを一顧だにしないと表現します。人事権と予算提案権は町長にあります。それを後ろ盾に、無理やり強弁するようであります。

前置きはいささか長くなりましたが、反対討論をいたします。

今富執行部は、議会による審議、経過、結果を全く無視し、また一顧だにせず、独善、独裁の議会無視、住民無視の暴挙に出た。平気で虚言を発し、議会、町民、住民を誹謗圧迫して、少しも恥じることがないようだ。議会に2度も否決された平成30年度一般会計予算に基づく一般会計補正予算（第1号）です。この補正予算（第1号）は否決するべきものとし、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 次に、賛成討論はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 議員席4番、梅津です。私は、何度も繰り返しますが、平成30年度当初予算には2度とも賛成いたしました。また、先日開かれた特別委員会において、企画課長より専決に至る経緯を受け、私としてはそのことを了承しているところでございます。

今、補正で提案された町民にとって必要不可欠な予算案については専決でやればいい、町長が専決でやればいいじゃないか、議会が否決すれば否決しても、それは何ら問題はない、町長の専決でやればいいじゃないかというような考え方は、非常な矛盾を、専決はおかしいといいながら、専決でやればいいというのは、私は当初予算に賛成した立場からすると、非常な矛盾を感じ得ません。というわけで、原案どおり可決されることを希望し、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第29号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、総務文教委員会、福祉産業建設委員会ともに否決であります。したがって、原案について採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を

求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立4名です。よって、議案第29号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）は可否同数でありますので、地方自治法第116条の規定により、議長において本案を採決いたします。本案については、議長は否決と採決いたします。

---

**日程第4. 議案第30号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について**

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、賛成討論を行います。

法と条例に基づく審議機関である議会は、町の基本、骨格部分に関しての一般会計のみ意見を申すもので、その他については、原理、原則を前提に、是々非々の審議の上、賛成といたします。以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに、反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから議案第30号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありますか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）については原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。

---

## 日程第5. 町長の専決処分に関する調査特別委員会審査（中間）報告

○議長（若山 征洋君） 日程第5、町長の専決処分に関する調査特別委員会審査（中間）報告を議題といたします。

町長の専決処分に関する調査特別委員長の報告を求めます。山本委員長。

○町長の専決処分に関する調査特別委員長（山本 定生君） 町長の専決処分に関する調査特別委員会審査（中間）報告について。

一つ、町長の専決処分に関する調査について。二つ、町長の専決事項の指定（平成21年3月23日議決）について。

去る6月19日に開催された平成30年第2回町長の専決処分に関する調査特別委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

一つ、町長の専決処分に関する調査について。

まず、企画財政課長から、「30年度当初予算否決後、専決処分へ至る過程と経緯について」、「専決以外の検討された方法などについて」の説明を受けた。

「30年度当初予算否決後、専決処分へ至る過程と経緯について」の説明では、3月22日の当初予算の否決の後、再議に付すべきか、暫定予算を組むべきか、原案どおりで進めるべきか、いろいろと検討を行った。その検討の中で、定例会における予算案の審議では、予算案の内容そのものにはそう異論はないという議員が多数であり、一部の案件が予算に計上されていないことに問題があるとのことであり、提案した予算の各項目には問題はないと判断、町としても最善の予算案であると考えていることから、同内容の予算案を再提案することにした。

最終的にそのような方針が決まったのは26日の月曜日で、それから臨時議会の招集の手続きを行い、29日が臨時議会となった。その臨時議会で再度予算案全体が否決となったので、新年度の開始前に議会を招集する時間的余裕がなくなったことから、やむを得ず3月30日付で専決処分をしたとの説明があり、「専決以外の検討された方法などについて」の説明では、町としては29日の臨時議会で可決してもらえるものとの思いで最善の予算案を提出したが否決された。よって、その時点で、新年度における住民生活への影響を第一に考え、議会を招集する時間的余裕もなくなったことから、専決する以外の方法はなかったとの説明があった。

質疑では、考えの相違だが、当初予算の内容はおおむね賛成だと議員全員が言ったわけではない。少数意見かもしれないが、完全無視し、全否定して専決にした。暴挙と言わざるを得ないと思うが、この専決はおかしいとの議論はありましたか。

22日に否決され、会議でいろいろ議論したんだろうと思うが、その中で、議員はおおむね内容は異論がないということを取り上げて、全員一致で即これとなったのですか。会議の中でいろ

いろ言う人はいなかったのですか。

当初予算は、その1年間の町の姿勢を決めるもの、なかったからほかのものがよいのではなく、ないことの予算が問題。必要な予算は専決して、その間に話し合うべきではなかったのですか。それが本当の信頼関係に基づく議会と執行部のあり方、そこに戻したいのが私たちの願い。6月議会までに話し合いをして、新しい予算を出すことはできなかったのですか。

暫定予算の場合、1年を通しての契約ができないとの話を聞いたが、その部分が予算書の中にどれくらいあるのですか。

合理的と言うが、全専決したということは、議会が不必要だということですか。それでよかったのですね。

3月22日に予算が否決され、26日に町の方針が決定した。この間、何回ぐらい会合を持たれたのですか。他の課長を交えての会議はなかったのですか。

当初予算が否決された場合、再議にかけることはできたのですか。再提案するか専決するしかなかった、もしくは、修正なり暫定を組むしか方法はないという話し合いになったのですか。

当初予算の専決処分が不承認となった場合、その後、町長は議会に対して何らかの意思表示をしなければいけないと法律に載っているが、意思表示があるということですか。必要な措置とはどういうことなのですか。

専決処分は、議会を開く暇がないなど、地方公共団体がかわって行使する例外的措置だと思うが、特に今回は当初予算をそのまま組むということは例がないと言われている。今回、3月22日から29日に至るまでの間、他の町などを調べたのですか。

町長に一番権限があるのはわかるが、大事なことは3人の方だけではなく、幹部職員で議論に議論を重ねて、最終的に町長が決めるというのが本当だと思うが、全課長を交えた議論はなかったのですか等々の質疑がなされ、意見では、専決に至るまでの間に議長に（相談など）否決されたら専決しかないとか、そういう努力が足りなかったのではと思う。他の市町の執行部と議会はそういうやりとりを常にしている。

執行部と議会とがもちろん両輪なので、意思の疎通を持つような形ができればこういうことではなかったのではないかと思う。今後そういうことができればよいかと思います。

議会も、これを入れないから認めない。専決処分の承認のときに他の議員が、人質をとることに同意しないと。私も全くそのとおりで、議会もそうだし、執行部も歩み寄りの話がない。さきの委員が言っているようなことがあってもよかったのではないですか。

当初予算が否決されたことに対して、執行部はもう少しきっちり対応していただきたい。地方議会では普通あり得ないということをもう少しきっちり認識していただいて、そういう対応をしていただきたい。これから議会と執行部がきっちり対峙して、私たちも言うことは言うべき

だと思ふし、そういう方向で議会はやっていくべきだと思います。

浚渫予算がないので反対だと言ったとしても、では、ほかの予算が全部ゴーではない。1年間の町の姿勢の中にそれがないからそれを否定するのであって、勝手な解釈が本質的に問題があるのではないかと思っています。否決されたことに対して真摯な思いがないのでは。

二つ、町長の専決事項の指定（平成21年3月23日議決）について。

まず、議会事務局長から本町の地方自治法第180条第1項の規定に基づく、町長の専決処分事項の指定の状況及び指定事項のうち、変更契約の増減に伴う専決処分ができる範囲の近隣市町の状況の説明があり、質疑等は特になく、意見として、当時は、町長と議会が対峙している中、先輩議員がそこに発議を出してこれを通したというのは、そこにとても意味があったのかと重く考えている。

議会が500万円以下は白紙委任をしている。発議で出しているのが適当につくっているわけではない。上毛町とは調整をしたかもしれないが、ほかとはないと思われるので、勉強をして行ったと思う等々の意見があり、発議内容を変更した方がよいのか、そのままよいのか等、今後さらに継続して調査を進め、来年3月の定例会議までには結論を出すこととなりました。

以上で、町長の専決処分に関する調査特別委員会審査の中間報告を終わります。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 中間報告ですけれど、ちょっと3ページの一番上の専決に至るまでの間に、議長にじゃなくて、これは議会じゃないですか。議長に否決されてでいいんかな。本人が言ったかな、議長って。山本委員長。

○町長の専決処分に関する調査特別委員長（山本 定生君） 多分、いいですか。

○議長（若山 征洋君） はい。

○町長の専決処分に関する調査特別委員長（山本 定生君） 質疑として答えます。

これは誰の質問だったか覚えていないんですけど、多分、可否同数になったので、議長が否決したという意味を言ったのかなと思うんです。これは誰の質問……。

○議長（若山 征洋君） いや、わしはオブザーバーで、おっちょったけど。（発言する者あり）

うん、報告でも活字に載っちょったら、本当のことを報告してほしい。誰が言うたんかな。

はい、花畑議員。

○議員（6番 花畑 明君） 私が言いました。

○町長の専決処分に関する調査特別委員長（山本 定生君） ちょっと済みません、暫時休憩お願いします。

○議長（若山 征洋君） はい、暫時休憩。

午前10時34分休憩

.....  
午前10時35分再開

○議長（若山 征洋君） 再開します。委員長。

○町長の専決処分に関する調査特別委員長（山本 定生君） 済いません、今の特別委員会の報告についての訂正を求めます。

3ページが一番上の意見の部分です。専決に至るまでの間に議長にというところですが、このままでは意味が通じませんので、議長の後に括弧して、相談などがという言葉を追加してください。いいですか。

以上です。

○議長（若山 征洋君） はい。以上で委員長報告を終わります。

---

#### 日程第6. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしております申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

---

○議長（若山 征洋君） 以上で今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもって平成30年第2回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時37分閉会

---